

[Vol. 44](#)などで紹介したとおり、メートル条約は1875年の成立当初の国際原器による計量単位の統一と普及という枠を超えて、今日では計量に関わる科学的知見と産業及び国際通商それぞれの調整機能の場となっています。その最上位の意思決定機関である「国際度量衡総会」は通常4年毎に行われますが、[Vol. 46](#)で紹介した前回の2014年以来、26回目を数える今回は本年11月13日から16日まで開催されます。

予定議題はBIPMのホームページ<https://www.bipm.org/en/cgpm-2018/>で公開されています。ただしあくまで予定＝「ドラフト」であり、今後も決議に至る当日まで修正の可能性があります。今回は下記の5つの決議事項が提示されており

A On the revision of the International System of Units (SI)

B On the definition of time scales

C On the objectives of the BIPM

D On the dotation of the BIPM for the years 2020 to 2023

E On financial arrears of Member States and the process of exclusion

それぞれ次のように意識できます（これもあくまで予定議題の、さらに個人的な訳案でありなんら正式なものではありません）

A. 国際単位系（SI）の改定について

B. 時系の定義について

C. BIPMの目標について

D. 2020年～2023年BIPM負担金について

E. 加盟国の滞納及び条約からの除外プロセスについて

Aはこれまでもたびたび触れてきた、国際単位系の改定についてです（議題上「単位系の改定」となっていますが、単位系自体を変えるのではなく「基本単位の定義」改定という意味です。けっして単位系自体が変わってしまうわけではないことに注意してください）。これが採択されると、いよいよキログラム、アンペア、モル、およびケルビンの定義が改定されることとなります。

Bは[Vol. 97](#)でも紹介しました。国際単位系としての秒にとどまらず、時刻としての世界の時刻一様性について天文関係団体、測地関連団体、電気通信関連団体などとの共通の理解と連携を喚起するよう求めています。

CはBIPM（国際度量衡局）の今後の位置づけについての合意です。[Vol. 9](#)や[10](#)で示した通りBIPMは技術の進展とともにその位置づけを変えてきました。唯一の原器に頼るという設立当時の計量標準にとって、原器の管理とそれによる校正というのは、単位の統一において必須自明の役割でした。しかしその後技術の進展によって、一部の原器はその役割を終え、BIPMでの保管や校正を不要にしてきました。現在原器による定義として唯一残る「国際キログラム原器」。

議題 A ではキログラムの定義を改定し、原器による定義からキログラムを解放することが予定されています。それでは原器が無くなることにより BIPM はその役割を終えるのでしょうか。

現在日本を含むいくつかの先進国では（キログラムを除き）、量子的な現象などによって自前で単位の定義から実際の量を作り上げる（現示）ことができます。しかし全体で見るとそのような工業国は少数派です。やはり国際的な枠組みの下で安定的に校正を行う中立機関は必要でしょう。ただし長期的に見れば、BIPM は校正そのものではなく、各国が同等な計量標準を具備できるような均衡ある発展を支援し、そのための調整や教育や技術移転にこそ活動の重点を移すべきでしょう。議題 C にはそのような BIPM への長期的期待が述べられています。

そしてこのような活動は、各国のメートル条約への加盟分担金で賄われていますが、議題 D では 2020 年～2023 年における加盟分担金が提案されています。分担金の拠出は加盟国にとっての義務です。メートル条約と BIPM が科学技術の発展と活発な通商に大きく貢献したことは疑いのない事実ですが、こんにち先進国とそれ以外にとってメートル条約と BIPM に求める役割は異なります。前述したとおり十分な計量インフラが整った先進国にとっては校正機関としての BIPM への資金提供は二重投資に見えかねません。一方インフラの不十分な途上国にとって BIPM への期待は依然として大きいでしょう。原器が役割を終えることにより、双方の期待の差はさらに大きくなることが予想されます。そのための BIPM の今後の位置づけが議題 C だったわけです。2011 年の総会では BIPM の長期的役割を見極めたい、として 4 年間の分担金案を 3 年間に限って部分承認する、[という事](#)もありました。議題 D と C はセットで議論されることになるでしょう。ただここで注意したいのは、メートル条約と BIPM は国連に代表される国際機関などと同様、世界の均衡ある発展に貢献するという使命を帯びていることです。結局このような活動こそが、長期的に見れば持続可能な開発、最近はやりの SDGs を可能にし、自らの利益にもかなうことになるでしょう。自国中心主義に陥らない議論を期待したいところです。

最後の議題 E は、加盟国としての義務を怠って分担金を滞納した国に対する除名手続きの明確化です。もともとメートル条約の附則には、3 年滞納した国は校正などのサービスを加盟国として受ける権利を失い、さらに 3 年滞納（計 6 年）すると除名する、と明記されています。また除名国が再加盟するときは過去の滞納分を納付することが求められています。しかしこれまでの運用では「除名」という明示的なアクションを政治的な理由から避けたこともあり、長期にわたり除名されない（したがって加盟国としての権利を失いながら長期にわたり滞納金が積みあがっている）例がありました。この議題はそのような不合理を見直し、運用と手続きを明確化しよう、と理解を求めています。